平成２２年（フ）第２８２号
長崎県佐世保市針尾東町2393番地53
債務者　尾上　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
熊本県八代市井揚町2557番地
債務者　宮田　敏弘
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１０９号
熊本県八代市井揚町2557番地
債務者　宮田まり子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１１０号
熊本県八代市井揚町2557番地
債務者　宮田　友紀
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１１５号
熊本県八代郡氷川町野津2805番地
債務者　米本　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２７５７号
横浜市港南区日野中央３丁目21番26―103号
債務者　小柳　義郎
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１号
北海道河西郡芽室町東１条７丁目１番地25
ファミールシャトー２―Ａ
債務者　長谷川利伸
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
北海道帯広市西24条南３丁目48番地１　ハイツ24―102
債務者　今野　祐子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
北海道帯広市西24条南２丁目３番地10
債務者　岡田　雅美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
北海道帯広市白樺16条東７丁目11番地　東信ハイツ102号
債務者　千坂　早代
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
北海道帯広市西19条南２丁目17番３号
債務者　高田　直子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１３２０号
東京都町田市金森999番地１金森第11アパート５―303
債務者　杉本　理絵
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３５９号
東京都清瀬市旭が丘２丁目６番５―405号
債務者　北澤　和美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８２号
東京都多摩市豊ケ丘１丁目２番地の８ベルフラット永山302
債務者　渡部　友恵
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４９３号
神奈川県藤沢市辻堂６丁目８番18号
債務者　阿部　仁司
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０号
愛知県豊橋市西小田原町19番地　203
債務者　桑原　憲康
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部